

入院基本料に関する事項

当院では、1日の入院患者人数に対する看護職員を以下の通り配置し、交代で24時間看護を行っています。なお、病棟・時間帯・休日などで看護職員の配置が異なります。

病床数：310床

月平均1日あたり必要看護職員数 20：1

月平均1日あたり必要看護補助者数 20：1

【日勤】 8時45分～17時

【夜勤】 16時30分～翌朝9時

第1病棟（59床）は、各勤務帯で看護要員1人が以下の患者を受け持って看護をしています。

【 日勤 】 5～6名の患者

【 夜勤 】 19～20名の患者

「療養病棟では、看護要員とは看護職と看護補助者を言います。また、夜勤においては看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上の配置でよい」（基本診療科の設定基準）

第2病棟（56床）は、各勤務帯で看護要員1人が

以下の患者を受け持って看護をしています。

【 日勤 】 5～6名の患者

【 夜勤 】 19～20名の患者

「療養病棟では、看護要員とは看護職と看護補助者を言います。
また、夜勤においては看護職員1人と看護補助者1人の計2人
以上の配置でよい」（基本診療科の設定基準）

第3病棟（40床）は、各勤務帯で看護要員1人が以下の患者を受け持って看護をしています。

【 日勤 】 4名の患者

【 夜勤 】 13名の患者

「療養病棟では、看護要員とは看護職と看護補助者を言います。また、夜勤においては看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上の配置でよい」（基本診療科の設定基準）

第5病棟（59床）は、各勤務帯で看護要員1人が以下の患者を受け持って看護をしています。

【 日勤 】 5～6名の患者

【 夜勤 】 19～20名の患者

「療養病棟では、看護要員とは看護職と看護補助者を言います。また、夜勤においては看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上の配置でよい」（基本診療科の設定基準）

第6病棟（57床）は、各勤務帯で看護要員1人が以下の患者を受け持って看護をしています。

【 日勤 】 5～6名の患者

【 夜勤 】 19～20名の患者

「療養病棟では、看護要員とは看護職と看護補助者を言います。また、夜勤においては看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上の配置でよい」（基本診療科の設定基準）

第7病棟（39床）は、各勤務帯で看護要員1人が以下の患者を受け持って看護をしています。

【 日勤 】 4名の患者

【 夜勤 】 13名の患者

「療養病棟では、看護要員とは看護職と看護補助者を言います。また、夜勤においては看護職員1人と看護補助者1人の計2人以上の配置でよい」（基本診療科の設定基準）